

1. 大眾                      2. 人類                      3. 市民                      4. 個人

1. 国のリーダーが政策を迅速に実行できるよう、行政の権限をできる限り拡大する役割。

2. 政治権力を握る者を憲法によって拘束し、独断による支配や国民の権利侵害を防ぐ役割。

3. 多数決によって決定された事項であれば、いかなる理由があっても国民に強制する役割。

4. 国民が社会生活を送る上で守らなければならない義務を、法律よりも厳格に定める役割。

1. 衆議院と参議院の各議院で、出席議員の3分の2以上の賛成を得る

|                                                          |                                                                            |                                                              |                                                           |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1. 天皇中心の国家体制を維持するため、道徳教育を強化して戦前と同じ価値観を次世代に継承させることを目的とした。 | 2. GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指導のもと、戦前の軍国主義的・超国家主義的な教育を排除し、民主的な社会の形成者を育成することを目指した。 | 3. 高度経済成長に必要な技術者を早期に育成するため、実業教育を重視し、普通教育の時間を大幅に削減することを主眼とした。 | 4. 冷戦の開始に伴い、共産主義思想の拡大を防ぐために特定の政治思想を学校教育で強制的に教え込むことを義務付けた。 |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|

1. 国民主権                      2. 法の支配                      3. 最高法規                      4. 平和主義

|                                          |                                           |                                          |                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票による過半数の賛成 | 2. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成による発議と、住民投票による過半数の賛成 | 3. 各議院の総議員の過半数の賛成による発議と、国民投票による3分の2以上の賛成 | 4. 衆議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、最高裁判所による承認 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------|

1. 主権者である天皇が、内閣の決定が正しいかどうかを最終的に判断し承認するため

2. 内閣が天皇の行う儀礼的な行為に対して責任を負い、天皇が政治的責任を負わないようにするため

3. 天皇が自身の判断で衆議院を解散するなど、強力な政治的権能を行使できるようにするため

4. 天皇が内閣総理大臣に対して直接的な指揮命令を行い、国政を監督しやすくするため

1. 国際紛争を解決する手段としての武力の行使を永久に放棄する。
2. 個人の権利は生まれながらにして持っている永久の権利である。
3. 天皇は日本国の象徴であり政治を行う権限を持つ。
4. 国の政治のあり方を最終的に決定する力は国民にある。

1. 納税の義務を果たす手段は勤労による賃金収入のみであると憲法で限定されており、それ以外の手段による納税を認めないようにするため。

2. 教育の義務を終えたすべての国民に対し、民間企業での就労を法律によって強制することで、国の経済成長率を一定に保つ必要があるから。

3. 国民が自らの労働によって経済的に自立し、社会を支える役割を果たすことが、生存権などの権利を保障し合う社会を維持する土台となるから。

4. 国が不足している労働力を補うために、憲法によって国民の職業選択の自由を制限し、特定の公的な仕事に従事させることを目的としているから。

1. 選挙権・被選挙権・公務員の選定  
罷免権

2. 知る権利・プライバシーの権利・  
環境権

3. 生存権・教育を受ける権利・労働  
基本権

4. 思想の自由・身体の自由・経済活  
動の自由

1. 社会契約説                      2. 立憲主義                      3. 三権分立                      4. 民主主義

1. 国際平和に貢献するため、自衛隊を海外に派遣する「平和維持活動（PKO）」の実施を、沖縄返還と同時に決定した。
2. 相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使する「専守防衛」を、沖縄返還の条件として初めて明文化した。
3. 核兵器の廃絶を目指す国際的な動きに合わせて、日本独自の「非核特区」を沖縄に設置することを定めた。
4. 沖縄を核兵器のない状態で返還させるため、「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を改めて決議した。

|                                          |                                      |                                           |                                         |
|------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、出席議員の三分の二以上の賛成を必要とする | 2. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、総議員の過半数の賛成を必要とする | 3. 衆議院で総議員の三分の二以上の賛成があれば、参議院の議決を問わずに提案できる | 4. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、総議員の三分の二以上の賛成を必要とする |
|------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|

## 答え合わせ・解説

|     |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問1  | 答え 4<br>個人                                                                      | 日本国憲法第13条は「個人の尊重」を定めており、これは人権保障の根本となる考え方です。明治憲法下の「臣民（君主に従う者）」という概念から脱却し、一人ひとりが独立した人格として、国家の目的のために犠牲にされことなく尊重されるべきであることを明確にしています。                                                                   |
| 問2  | 答え 2<br>政治権力を握る者を憲法によって拘束し、独断による支配や国民の権利侵害を防ぐ役割。                                | 立憲主義は「最高法規」である憲法によって、総理大臣や国会などの政治権力をコントロールしようとする考え方である。たとえ選挙で選ばれた権力者であっても、憲法に反する行為は許されない。これにより、時の政権の都合で国民の権利が不当に奪われないような仕組みが作られている。                                                                |
| 問3  | 答え 2<br>衆議院と参議院の各議院で、総議員の3分の2以上の賛成を得る                                           | 日本国憲法は、法律の改正よりも厳しい手続きを必要とする「硬性憲法」です。通常の法律は出席議員の過半数の賛成で成立しますが、憲法改正の発議には、衆議院・参議院それぞれにおいて、欠席者等も含めた全議員数である「総議員」の3分の2以上の賛成という高いハードルが設けられています。                                                           |
| 問4  | 答え 2<br>GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指導のもと、戦前の軍国主義的・超国家主義的な教育を排除し、民主的な社会の形成者を育成することを目指した。 | 敗戦後の日本は、ポツダム宣言に基づき民主化を進める必要がありました。その中で教育は、国家のための人材育成から、個人の権利を尊重し平和な社会を築く市民の育成へと180度転換されました。教育基本法は、その理念を明文化した「教育の憲法」とも呼ばれる重要な法律です。                                                                  |
| 問5  | 答え 3<br>最高法規                                                                    | 日本国憲法は、日本のあらゆる法（法律、命令、規則、条例など）よりも強い効力を持つ法体系の頂点として位置づけられています。これを最高法規性と呼び、もし憲法の内容に違反する法律が制定されたり、国が不当な行為を行ったりしたとしても、それらは法的な効力を持たず「無効」となります。これは、憲法によって国家権力を制限し、国民の権利を守るという立憲主義の根本をなす重要な仕組みです。          |
| 問6  | 答え 1<br>各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票による過半数の賛成                                   | 憲法第96条の規定に基づき、憲法改正には二段階の手続きが必要です。まず、衆議院と参議院のそれぞれにおいて、全議員の3分の2以上の賛成を得ることで国会が改正案を「発議」します。その後、国民投票が行われ、有効投票の過半数の賛成を得ることで、天皇が国民の名で憲法改正を公布します。地方公共団体が実施する住民投票とは性質が異なる点や、衆議院だけでなく参議院でも高い賛成率が求められる点が重要です。 |
| 問7  | 答え 2<br>内閣が天皇の行う儀礼的な行為に対して責任を負い、天皇が政治的責任を負わないようにするため                            | 天皇は国政に関する権能を持たない象徴であるため、天皇が行う国事行為が政治的な意味を持ったり、天皇が政治的責任を問われたりすることを防ぐ必要があります。そのため、すべての国事行為には内閣による「助言と承認」が必要とされ、その行為から生じる政治的責任はすべて内閣が負うことになっています。これにより、象徴天皇制の原則が維持されています。                             |
| 問8  | 答え 4<br>国の政治のあり方を最終的に決定する力は国民にある。                                               | 国民主権とは、主権、つまり国の政治を決定する最終的な権力が国民に存するという原則です。天皇は「日本国の象徴」であり、国政に関する権能（政治を行う権限）は有しません。他の選択肢は、それぞれ基本的人権の尊重や平和主義に関する説明です。                                                                                |
| 問9  | 答え 3<br>国民が自らの労働によって経済的に自立し、社会を支える役割を果たすことが、生存権などの権利を保障し合う社会を維持する土台となるから。       | 勤労の義務は、権利としての側面（国が働く機会を確保するよう努めること）と密接に関連しています。国民一人ひとりが勤労によって自立した生活を送り、社会に貢献することは、憲法第25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活（生存権）」を支える社会保障制度などを維持するための重要な基盤となります。これは単なる強制労働ではなく、社会の一員としての責任を果たすという意味を持っています。      |
| 問10 | 答え 3<br>生存権・教育を受ける権利・労働基本権                                                      | 日本国憲法における社会権には、第25条の生存権、第26条の教育を受ける権利、第27条の勤労の権利、第28条の労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）が含まれます。思想や身体的自由は「自由権」、選挙権などは「参政権」、知る権利などは「新しい人権」に分類されます。                                                               |
| 問11 | 答え 2<br>立憲主義                                                                    | 過去の歴史において、強大な権力を持った統治者が国民の権利を奪った反省から生まれた考え方です。法律が「国民が守るべきルール」であるのに対し、憲法は「国家権力が守るべきルール」として機能し、権力の行使に枠組みをはめることで個人の自由を守ります。                                                                           |
| 問12 | 答え 4<br>沖縄を核兵器のない状態で返還させるため、「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を改めて決議した。                   | 1972年の沖縄返還にあたっては、当時アメリカの核兵器が沖縄に配備されているという懸念があったことから、日本政府は「核抜き・本土並み」の返還を目指しました。この過程で、日本の平和主義に基づく基本方針である「非核三原則（持たず、作らず、持ち込ませず）」を沖縄にも等しく適用し、核兵器のない状態での復帰を確実なものにするため、国会で改めてこの方針が確認・決議されました。            |
| 問13 | 答え 4<br>衆議院と参議院のそれぞれにおいて、総議員の三分の二以上の賛成を必要とする                                    | 日本国憲法第96条では、憲法改正のハードルを法律（出席議員の過半数）よりも高く設定した「硬性憲法」の仕組みを採用しています。具体的には、衆議院・参議院の両方で「総議員」の三分の二以上の賛成があつて初めて、国会として国民に改正を提案（発議）することができます。「出席議員」ではなく「総議員」が基準である点が重要です。                                      |